

令和3年、令和5年の著作権法一部改正と その他学校教育に関連する著作権の課題

福岡教育大学教授 大 和 淳

今日、「DX(デジタル・トランスフォーメーション)化」が社会のあらゆる場面でのキーワードになっている。ICTを単に道具として使うだけでなく、仕事の仕組みや活動そのものをデジタル・データや技術を前提に再構築していく変革ということのようである。学校教育現場でも、GIGAスクール構想に基づき児童生徒一人に1台の端末が供与され、個別最適化した教育に向けて学習方法や指導方法が変化しつつある。それと同時にいわゆる「デジタル・シティズンシップ教育」と呼ばれる考え方も広がり始めている。情報技術はそれが便利な側面と危険な側面を併せ持っているため、児童生徒の安全を考えるとそのリテラシーを育むに当たっても規制・抑制的な指導になってしまう傾向があることは否めない。しかし、今後の予測困難な未来社会をしなやかに生き抜くためには、情報技術についても積極的によりよく使えるようにすることが重要と考えられ始めているようだ。この点、著作権も同様ではないか。学校ではとかく、「使ってはいけない」という指導になりがちだとの指摘もある。また、教職員の関心事も「どうすれば無断で利用できるか」に偏りがちで、そのようなことは、教員研修の場の質疑応答の傾向でも窺うことができる。情報に関するリテラシーについて「規制」から「活用」へと発想を変えようとするのと同様に、著作権についても「規制(禁止)」から「活用(許諾を得るを含む)」に転換していく時期に来ているといえる。

本稿では、最近の著作権法の改正の概要と、その他の学校教育と著作権をめぐる課題について解説する。

1. 令和3年の著作権法一部改正

1-1 図書館の利用者に対するサービスの改善

①これまでの図書館におけるサービスと著作権

図書館等^{※1}では、利用者へのサービスとして、図書館資料の複製、上映、口述、貸与(頒布)、障害者向けの点字化・電子データ化・録音・送信、翻訳などを行っており、それぞれ著作権を制限する規定が設けられている(電子ジャーナルなどの場合、権利制限規定ではなく、サービスの購入契約の中のライセンス条件に従って利用者サービスをしていることもある。)

これまでも社会の情報化が進展する中で、著作権者の権利にも留意しつつ、新たなニーズに対応するために法整備が行われてきた。その概要は表のとおりである(これらのほか、国立国会図書館においてのみ適用される権利制限規定もある(例えば、第31条第2項、同条第3項前段、第43条)が、本稿では省略する。)

②国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

著作物の利用方法に影響を与えた近年の大きな社会の変化として、新型コロナウイルス感染症の世界的感染流行がある。外出の自粛が要請される中、自宅で職務や趣味で著作物を利用しようにも、上表のaやdのサービスは、図書館利用者が図書館等に赴かなければそのサービスの提供を受けることができないし、そもそも図書館自体が休館せざるを得ない状況にもあった。また、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、ノーマライゼーションやバリアフリーの観点から、デジタル・ネットワーク技術を活用することにより様々な障害で著作物の利用が困難な者に対して著作物の利用の機会が確保できるようにすることが期待されていた。

そこで、国立国会図書館において保有する絶版等資料(を電子ファイル化したもの)を、従来であれば、地域の図書館等に送信し、図書館等の利用者がその図書館等の端末のブラウザで当該資料

表・「図書館資料の利用に係るこれまでの制限規定」

a	図書館利用者の調査研究のための自館保有資料を用いたコピーサービス	第31条第1項第1号
b	傷みの激しい図書等の保存のための複製	第31条第1項第2号
c	他の図書館等の求めに応じて絶版等資料を提供するための複製	第31条第1項第3号
d	国立国会図書館から自動公衆送信により絶版等資料の提供を受けて行う、上記aと同様のサービス	第31条第3項後段
e	点字化、点字データの複製・送信	第37条第1項、第2項
f	視覚著作物を利用することが困難な者のための文字の音声化・送信	第37条第3項
g	聴覚著作物を利用することが困難な者のための音声の文字化・送信	第37条の2
h	自館保有図書等を用いた読み聞かせの会や自館保有映像資料を用いた上映会	第38条第1項
i	自館保有資料のうち書籍・雑誌やCD等の貸し出し ^{注2}	第38条第4項
j	自館保有資料のうちDVD等の映像資料の貸し出し	第38条第5項
k	上記aに伴う翻訳	第47条の6第1項第3号

を閲覧したり、コピーサービスを希望する場合には当該図書館等でその一部分を複製したものの提供を受けたりする形であれば、図書館等が著作権者から許諾を得ることは不要とされていたところ（上表のd）、国立国会図書館から直接に利用者が受信できるように送信することも許諾なくできるようにした。

なお、電子ファイルが個々の利用者へ送信されると、そのデータの性質上、容易にコピーができたり、さらに別の者にも転送したりすることができてしまうため、国立国会図書館からの送信に当たっては、受信した資料のデータがその利用者以外のために増製されないような方式で行うことにしている（すなわち利用者は、絶版等資料を国立国会図書館に請求する際には、あらかじめ利用者情報を登録することになる。）。

③各図書館等における図書館資料の公衆送信

上記②は、国立国会図書館が保有する絶版等資料に係る取扱いであるが、各地の図書館等が保有する図書館資料の取扱い（上表のa）についても、デジタル・ネットワーク技術を活用した改善措置が採られた。

すなわち、従来のコピーサービスでは、複製権と譲渡権のみが制限されていたため、そのコピー（紙に印刷したもの）を受け取るためには、当該図書館等の窓口へ赴くか、郵送によるかしかなかった（ファクシミリで送信する場合でも、不特定の者からのリクエストに応えるのであれば公衆送信に該当するので、許諾が必要となる。）^{注3}。そこで、図書館資料のコピーをメールに添付するなどして図書館利用者へ公衆送信すること（送信サービス）についても許諾を得る必要がないこととした。

ただし、電子ファイルが図書館利用者の手元に届くことになるため著作者に及ぼす影響は、従来の印刷物としてのコピーに比べると大きくなると考えられ、利用者の調査研究の用に供するという目的を達成するうえで必要な範囲で、第31条が適用される要件を見直した。

まず、送信サービスを行うことができる「特定図書館等」として、適切な運用を行うことができる人的・物的管理体制を規定している。また、データを受信した図書館利用者が不正にデータを拡散させたりすることができないよう、送信時に必要な措置を講じるようにしている。さらに従来

は、コピーサービスを受ける場合、その著作物の量的な範囲を「一部分」としつつ、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された著作物については「全部」の複製も可能としていたが、電子出版（配信）など出版形態の変化も考慮し、改正後は国の広報資料や調査統計資料などに限って「全部」の複製物の送信サービスが認められることとしている。

④補償金制度

従来の印刷物としてのコピーの提供によるコピーサービスは、利用者にとっても入手するまでの時間や手間がかかることもあり、著作者の許諾を不要としても通常の著作物の流通に大きな影響を及ぼすことは考えにくかったが、今回、メール等による送信サービスを許諾不要とした場合には、利用者側の利便性が高まるだけでなく、著作者にとっては電子出版（配信）との競合の懸念もある。例えば、著作物の一部分に限った公衆送信だといっても、電子出版（配信）では、コンテンツの種類によっては章の単位で分割したバラ売りのように供給されているものもあり、今後も市場のニーズに応じた多様なサービスが生まれる可能性があることを考えると、まったく影響がないとは言えない。

そこで、このような権利者の不利益を補償する観点から、特定図書館等の設置者が権利者に対して一定の補償金を支払わなければならないこととした。これは、平成30年の法改正で創設された授業目的公衆送信補償金制度と同様の仕組みである。

なお、従来のコピーサービスの場合も図書館利用者はコピーサービスの実費を負担しており、今回の送信サービスに係る補償金も受益者負担という観点から図書館利用者に転嫁されるものと考えられる。

⑤学校における活動との関係

国立国会図書館の絶版等資料の利用や公共図書館における送信サービスに係る改正は、直接的には学校の教育活動に関わるわけではない。ただ、これらの規定を利用して教員が著作物の複製物を

入手した場合、それを元にして教材作成に活用することはできる。

国立国会図書館の絶版等資料の送信サービスは、利用者情報が登録され、そのデータ自体（電子ファイルそのもの）を利用者以外の目的に使うことはできないし、公共図書館における送信サービスの場合でも、不正な拡散を防止・抑止する措置が採られるが、図書館利用者である教員がその調査研究の目的のために、絶版等により入手困難な資料などを入手することができるのであれば、その調査研究の成果を教材に反映させることについて著作権法上の問題はない。研究成果を上げることは著作物の複製とは言えないし、仮に複製する部分があったとしても、その複製行為は第35条や第32条の規定により改めて著作権が制限されることになる（今回の法改正では、図書館等から入手した資料をそのまま再コピーして転用するような行為を抑止しようとしている。）。

1-2 放送番組のインターネットを通じた同時配信等に係る権利処理の円滑化

①権利処理が円滑化される利用態様

「放送と通信の融合」という言葉が社会課題として話題になってから久しい。この間、技術の進展とともに法整備なども進められてきた。「放送」には放送法の規制の下で中立公正な情報を提供してくれるという大きな意義があるが、「通信」にも規制から解放されて自由な情報発信が一個人の立場でもできるという利点がある。

他方、双方に相応のデメリットもある。テレビ放送は地上波放送から衛星系メディアに発展し、有線系メディアも難視聴解消から都市型CATVに変容してくるなど、技術革新はメディアの多様化・多チャンネル化を招来しているが、多チャンネルに見合うコンテンツが不足していると言われてきた。また、インターネットの通信速度の高速化（大容量化）により動画の投稿（配信）が活発に行われるようになってきたが、映画や放送番組を権利者の許諾を得ずに複製して投稿する者も少なくない。そのような違法な状況を改善するためには、多くのコンテンツを適法に配信していくことが不可欠である。これらの状況がなかなか改善

できなかった要因の一つとして、著作権制度との関係では、権利処理の複雑さがネックとされてきた。特に映画、ドラマ、放送番組などの視聴覚コンテンツは多くの参加者によって制作されるため、権利の交通整理は容易ではない。

また、実演家の権利は著作者の権利とは異なる内容になっており、利害の調整に配慮が必要である。

今回の法改正では、放送番組を放送と同時にインターネットを通じて視聴できるようにすること、見逃した放送番組を放送後の一定期間、特定のWebサイトで視聴できるようにすることを実現している。著作権法では、「放送」は「公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信」(第2条第1項第8号)、「自動公衆送信」は「公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)」(第2条第1項第9の4号)と明確に定義を分けているが、放送の同時配信や一定期間内の見逃し配信については、放送と同視した権利処理を可能とすることにより、権利者の利益に留意しつつ、円滑なコンテンツの提供ができるようにしたものである。

②著作権者の許諾の推定

著作権者が特定放送事業者(放送事業者であって、併せて放送同時配信等を行うもの等)に対して放送の許諾をしたときには、別段の意思表示をしない限りその許諾に放送同時配信等の許諾を含むものと推定することとした。

これにより、A放送局がある番組に関係するすべての著作権者から「放送」の許諾を得た場合には、同局が運営するWebサイトで当該番組を同時配信、追っかけ配信、見逃し配信(一定期間内)をする場合、改めてすべての権利者から「公衆送信」の許諾を得直す必要がなくなることになる。なお、A放送局自身が放送と放送同時配信等を行う場合だけでなく、A局との間で人的・資本的に密接な関係を持つ別会社に放送同時配信等を行わせることも可能にするため、放送同時配信等事業者についても要件を定めている。

従来の規定では、放送についてその再利用をあ

えて拒否するつもりもなく漠然と許諾をしていたにも関わらず、放送同時配信等に係る公衆送信の許諾を申し入れられたときに拒絶の意思表示をしたり、高額な追加報酬を求めたりする権利者もあり得たが、今回の改正によって多くの番組について同時配信、追っかけ配信、見逃し配信などが行いやすくなる。その結果、番組視聴者にとっては視聴できる番組のパラエティが豊富になるし、インターネットを通じて違法に放送番組を送信する者への措置も執りやすくなる。

③映像実演の利用の円滑化

ドラマにおける俳優の演技や、テレビの音楽番組における歌手の歌唱などの映像実演については、実演家は「放送権」を有しているものの、最初にその実演の放送を許諾した場合(放送番組への出演を承諾した場合)には、その番組の再利用(リピート放送)について権利行使をすることができないことになっている。したがって、放送番組のリピート放送については実演家との間の権利処理の負担は比較的低いのが現状である。

他方、インターネットを通じた放送同時配信等については、実演家から「送信可能化」の許諾を得なければならない^{注4}が、放送の再利用のようにリピート放送を放送同時配信することについて実演家は権利行使できないというような規定はない。したがって、リピート放送についても実演家との間で「送信可能化」の許諾を得る契約をしなければならぬが、放送番組には多くの実演家が参加しており、それらの権利者との間で改めて契約をすることは相当の困難が想定される。

そこで、実演家が放送事業者に対して初回放送同時配信等の許諾をしたときには、別段の意思表示をしない限り相当な額の報酬を支払うことにより、その後リピート放送をする場合でも放送同時配信等を行うことができることとした。

なお、実演家はその権利を著作権等管理事業者に委託して管理させているような場合には、著作権等管理事業者が利用者に対して応諾義務を負っていることも考慮してその管理方法に委ねることとし、上記の強制的に利用できることとする規定は適用しない。

④音の実演、レコードの利用の円滑化

上記③の映像実演以外の音の実演及びレコードの利用に関しては「放送」に係る権利はそもそも認められておらず、放送事業者が商業用レコードを放送した場合に実演家及びレコード製作者に対して二次使用料を支払うこととされている。

他方、音の実演、レコードが利用された番組を、インターネットを通じて放送同時配信等する場合には「送信可能化」の許諾を得なければならない。しかし、著作者や映像実演の実演家の権利と同様、放送と放送同時配信等とは同視できる面があることから、通常の使用料の額に相当する額の補償金を支払うことにより、放送同時配信等が行えるようにした。

なお、レコード製作者の権利についても、その権利を著作権等管理事業者に委託して管理させているような場合には、著作権等管理事業者が利用者に対して応諾義務を負っていることも考慮してその管理方法に委ねることとし、上記の強制的に利用できることとする規定は適用しない。

⑤学校における活動との関係

放送の同時配信、追っかけ配信、見逃し配信を円滑にできるようにすることに関する改正は、直接的には学校の教育活動に関わるわけではない。

ただ、この改正に伴って、一般の放送番組の放送同時配信等について権利処理が容易になったことにより、インターネットを通じて視聴できる番組には適法なコンテンツが多くなることになる。「学校教育番組の放送等」(第34条)の規定によって放送される番組の放送同時配信等についても適法なものが増えることになる。学校教育に適した番組を授業時間に、あるいは自由な活動の時間に児童生徒に視聴させることは意義があるが、時間割等の都合で学校側の都合のよい時間に教員が適切と考える番組が必ずしも放送されていない場合も多いと思われる。しかし、この規定によって見逃し配信される番組も違法コンテンツではなくなるため、教育活動上望ましいと思われる番組をわざわざ録画せずに視聴できるというメリットが生じることも考えられる。

2. 令和5年の著作権法一部改正

2-1 著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用円滑化

著作権はプロのクリエイターだけが持つ権利ではなく、プロ・アマ問わず、子供から大人まで創作活動を行う誰もが持ち得る権利である。かつて、文筆家は出版社や編集者に、音楽家はレコード会社やプロデューサーに認められなければ、作品を発表する機会を得ることが難しい時代があったが、今日では、パソコンとインターネット環境さえあれば、誰の評価や支援に頼ることなく世界中にオリジナル作品を発表することができる。動画投稿サイトやSNSはその発表のための格好の場であり、その利用者(コンテンツをアップロードする者)は増加しているようである。同様に、誰もが他人(プロ・アマを問わず)の創作した作品を利用することもできる。プロのクリエイターが作成・発表した作品であれば、著作権等管理事業者や所属事務所など利用の許諾を得る窓口は探しやすいが、アマチュアの作品の場合、その作品の他人による再利用に関する積極的な意思表示をしていることは少なく、利用の許諾を得ることは容易ではない。商業ベースで利用する(利益が回収できる見込みがある)場合でなければ、わざわざ権利者を探すためのコストはバカにならない。

そこで、DX時代に対応したコンテンツ利用の円滑化と、著作者に適切な対価を還元することを目的として、一定の要件を満たす著作物について、できるだけ簡素な手続きにより利用できるようにする仕組みが創設された。

①簡素で一元的な権利処理制度(未管理公表著作物等の利用裁定制度)

(対象となる著作物等)

- ・公表された著作物等(著作者等の意思が分からない場合であっても、相当期間にわたり公衆に提供・提示されていることが明らかなもの)
- ・権利が集中管理されていない著作物等(集中管理されている著作物等の場合は、当該著作権等管理事業者により権利処理をする)
- ・利用の可否や条件等が明示されていない著作物等

- ・利用許諾に関する著作者等の意思が確認できない著作物等

(利用するための方法)

- ・(利用者自身があらかじめ自己ができる範囲で上記の要件を満たすかどうかを調査した上で)文化庁長官に申請
- ・補償金管理機関(裁定利用の窓口組織)において、上記要件の調査・確認、利用者が支払うべき補償金の算出
- ・文化庁長官が時限的利用(最長3年間)を裁定、その旨を公表
- ・利用者は補償金管理機関に補償金を支払う(著作者等の申し出があるまで同機関が管理)
- ・上記の公表の結果、著作者等から申し出があれば、当初の裁定を取り消し、改めて当事者として許諾の交渉(交渉の結果、著作者等が利用の許諾をしないことはあり得るし、許諾をした場合の使用料が、当初支払った補償金の額と異なる可能性もある)

(裁定制度の簡素化)

上記の未管理公表著作物等の利用裁定制度の創設に伴い、従来の裁定制度における手続きの簡素化も図られ、これまでは、関係権利者を探すため、著作者等に関する名簿等を調査したりインターネットを通じて検索したりすることとされていたところ、過去に裁定を受けた著作物等に関するデータベースを閲覧して調査することも可能となった。

②学校における活動との関係

学校の教育活動の中でも第35条等の制限規定の適用が受けられない利用はあるが、この制度は、それらのうち一定の規模・期間で利用する場合に適していると考えられる。

例えば、学校の創立○周年記念誌を刊行するような場合で、過去の文献資料や写真などを(引用の範囲を超えて)再掲しようとするとき、プロの文筆家でもない限りその著作権が集中管理されている可能性は少なく、また現在の所在が不明で再利用に関する本人の意向の確認ができないことは多いと考えられる。このような場合に本制度を利用すれば、著作権侵害の心配をすることがなくなる。

2-2 立法・行政における著作物等の公衆送信等

①内部資料のクラウド利用

従来、司法・立法・行政の手続きのための内部資料として利用する場合に、複製について許諾を得る必要がないとされていたが、いわゆるクラウドサーバにアップロードし、職員間で共有(公衆送信)できるようにすることについても許諾を得る必要がないこととされた。

②特許審査等の行政手続等のための公衆送信等

従来、産業財産権、植物新品種、農林水産物の地理的表示、薬事等の行政審査等の手続きをする場合、複製について許諾を得る必要がないとされていたが、いわゆるクラウドサーバにアップロードし、職員間で共有(公衆送信)できるようにすることについても許諾を得る必要がないこととされた。

3. その他学校教育と著作権に関する動向

3-1 「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」

ChatGPTなどの生成AIについては、その利便性と危険性について様々な場で議論が進んでいる。令和5年7月4日、文部科学省から「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」が公表された。一部の報道では「各種コンクールの作品やレポート・小論文などは不適切」などの見出しも見られたが、そのような利用が教育上不適切であるということをこのガイドラインで初めて知ったという教員は少ないだろう。

人工知能(AI)のメカニズムの進化については専門家に譲るが、生成AIの活用は、現状においては最終的な成果物のアウトプットとして利用するのではなく、思考や検討の過程で多面的な視点などを発見するために有効なものとするのが適当だろう。

特に、生成AIが偽画像や偽動画を作成して混乱を招いているというような事案も見られ、一部の業界からは著作権法による規制が必要との声も出されている。確かに現行著作権法では、著作物

に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用のひとつとして、「情報解析の用に供する場合」に著作権者の許諾を不要としている。しかし、DX社会の進展への対応を考えれば、このような行為を従来のように許諾に係らしめるのは現実的ではない等に思われる。例えば、生成AIがアウトプットしようとする情報が、深層学習の過程でアクセスした既存の特定の著作物にどの程度依存しているか（類似の程度）を測定したり、その割合が一定値以上の場合にフラグを立てたりするなど、もし人間がそれを行っていれば著作権侵害となると考えられる場合にチェックできる仕組みを講じることは技術的には不可能ではないのではないか。生成AIを著作権侵害者にすることには意味がないため、生成AIの回答が著作権侵害になる可能性があることを知ってアウトプットすることを抑止できるようにすればよいのではないか。

文部科学省の上記ガイドラインでは、「その他の重要な留意点」のひとつとして、「著作権保護の観点」を挙げており、ここでは「既存の著作物に係る権利を侵害することのないように留意する必要がある」と記述されている。この点については、何をどのように留意するのかという考え方が重要である。情報モラルや著作権に関する教員研修では、「どうすれば無断で使っても問題がないか」という質問が圧倒的に多い現状があるが、「著作権を保護する」と「著作権を侵害しない」とは必ずしもイコールではない。同様の問題を次項で解説する。

3-2 教育機関における複製・公衆送信等に係る権利制限（第35条）の改正後の課題

平成30年の著作権法一部改正については本誌2018年12月号の記事や2021年4月号の記事を参照されたい。

この改正後、各地の教員研修において著作権制度そのものや授業目的公衆送信補償金制度の運用がテーマにあげられることも多くなっている。そのような研修会の質疑応答や意見交換などでは、「補償金を支払うことによって、学校においてあらゆる著作物を自由に利用することができるようになった」という誤解が少なくないと感じられる。

また、「～～というような利用方法はできるか」という質問に対して、「そのような利用は第35条が規定している範囲には含まれない」と回答すると、「ということは使えないということですね」という反応も多い。これらは深刻な問題である。

第35条などの規定は学校にとって便利な規定であるが、その規定が適用できる範囲だけで著作物を利用したすべての教育活動ができるわけではない。地域社会や家庭と連携した学校運営を進めるために著作物を利用する場合もあるであろうが、そのような利用については権利制限が適用できない場合も多い^{注5}。権利制限規定が適用されない場合には著作物が利用できないというわけではないが、そう考えてしまう教員も多いようである。許諾を得れば（その許諾契約の範囲で）どのような方法でも利用できる。今後は必要な場合には許諾を得て利用することも積極的に考えていく必要がある。

教員の多忙が社会問題化している現状で、著作物の利用許諾のための契約交渉の手間などかけられないという反論はあるだろうが、できるだけ手間のかからない簡易・迅速・低廉に著作物等の利用許諾が得られる仕組みを教育関係者側から提案していくことも必要であろう。本稿の冒頭で、デジタル・シティズンシップ教育は「規制」から「活用」への発想の転換だと述べたが、まさにこのことが教育関係者に必要となっている。

改正著作権法第35条運用指針を策定した「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」では、今後、同運用指針の改訂や第32条や第38条に係る運用指針の策定も必要と考えられているが、その前に著作権の普及啓発の在り方について議論される予定であり、ここに述べたことも話題に上ってくるものと考えられる。

3-3 「生徒指導提要（改訂版）」

令和4年12月、文部科学省が「生徒指導提要」を12年ぶりに改訂した。内容構成が大きく見直された結果、インターネットをめぐる課題も追加され、その中で著作権についても触れられている。「インターネットに関する問題を把握した場合、当該児童生徒の被害拡大を防ぐことを最優先しま

す」という分脈で記述されているが、法的な対応が必要な指導のひとつとして「違法投稿（著作権法違反、薬物等）」があげられている。続けて、「①（筆者注：法的な対応が必要な指導のこと）については、迷わずに、警察等の専門家に早急な対応を求め、加害、被害を問わず、児童生徒を違法状態から救い出さなければなりません」としている。また、その具体的な対応方法として、「児童生徒が著作権法違反や違法薬物に関する投稿をしていることを発見した場合、まず警察や消費生活センターなどの関係機関と連絡を取り合い対応します」と記述している。

これについて、確かに警察に対応を求めなければならない児童生徒はいるのかもしれないが、通常、著作権の侵害の問題が発生した場合に警察に通報するのは、被害者（著作権者）である。被害者が自己の作品が無断でアップロードされているのを発見し、それを警察に通報して加害者を探し当てたところ、児童生徒であったというのであればまだしも、児童生徒側に立つべき教員が警察に対応を求める（児童生徒による著作権侵害行為を警察に通報する）という姿勢は自然ではない。学校の前のコンビニエンスストアで児童生徒が万引きをした場合、まず教師は児童生徒を連れて保護者とともに店長に謝罪に行くのと同様、著作権者（又は出版社やレコード会社）に謝罪するのが適切な手順ではないか。警察が権利者を探してくれたり、トラブルの仲裁をして権利者を説得してくれたりするわけではない（警察は被害者の告訴があって初めて動く）ので、いくら地域の専門機関との連携が重要だとはいっても、被害者への謝罪より先に警察の対応を求めるということには疑問を感じる。

例えば、本稿の脚注で紹介した学校ホームページに係るトラブルでも、学校は警察の指導や警告を受けてイラストレーターに謝罪したわけではないと思われる。大人の社会でも、著作権トラブルはまず民事による解決を探るのが一般的である。

注1：著作権法第31条にいう「図書館等」とは、図書館法第2条第1項の図書館、大学附属図書館、美術館・博物館等、学術研究施設が

設置する資料館等、及び文化庁指定図書館で、それらに司書相当職員が置かれているものをいい（著作権法施行令第1条の3）、初等中等教育機関に置かれるいわゆる学校図書館は含まれない。表のうち、e～i、kについては、学校図書館も表の右欄に示した規定の適用を受けることができる。

注2：「貸与権」については、昭和59年の著作権法改正によって創設されたもので、それまでは公共図書館におけるサービスはもとより、営利目的の貸本業に対しても著作権者の権利は及ばなかった。また、その改正時には「貸与権」は当分の間、書籍又は雑誌の貸与には適用されない（主としてCDのレンタルに適用する）こととしていたが、そのような暫定規定は平成16年の法改正により廃止された。

注3：図書館等におけるコピーサービスについては、図書館等が設置したコイン式複写機を図書館利用者自身が操作し、複製物を受け取る方式が実態として少なくないが、権利制限が適用されるための「利用者の調査研究の用に供する」「公表された著作物の一部分」「一人につき一部」などの要件を確認する必要があることを考慮すると、複製の申し込みから複製物の受領までの過程をチェックできる体制であることが要請され、そのような方式によるサービスが明確に適法かどうかの判断は難しい。

注4：いったん「録画」の許諾を得て固定された映画の著作物を「送信可能化」する場合には、実演家は送信可能化権を行使できないが、放送番組の場合、放送のための固定は「録画」の許諾を得ずに行うことができるため、放送番組の多くは実演家から「録画」の許諾を得ずに制作されたものが多い。

注5：昨年頃から、学校だよりなどにインターネットを通じて入手したイラストを掲載し、それを学校ホームページで公開したところ、イラストの著作権者から著作物使用料を請求されたというトラブルがたびたび報道されている。